

平成31年3月11日

調布市議会議長 田中 久和 様

提出者 調布市議会副議長 井上 耕志

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（研修・~~視察研修~~）を実施いたしましたので、  
視察等個別部分報告書（第2号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

平成30年度 議員研修：議会基本条例の果たしてきた役割と今  
後の課題

2 実施期日（期間）

平成31年1月10日（木）午前10時～12時

3 実施場所（~~視察先~~・研修会場） 調布市議会 全員協議会室

4 実施目的

議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題を学ぶことで、調  
布市議会基本条例の規定事項の検証参考とする

5 参加者の氏名（26人）

田中 久和	井上 耕志	平野 充	須山 妙子
二宮 陽子	榎原登志子	丸田 絵美	清水 仁恵
大野 祐司	狩野 明彦	橘 正俊	内藤美貴子
岸本 直子	宮本 和実	鈴木 宗貴	小林 充夫
渡辺進二郎	小林 市之	大河巳渡子	雨宮 幸男
武藤 千里	川畑 英樹	広瀬美知子	林 明裕
大須賀浩裕	元木 勇		



## 6 実施結果（~~視察概要~~・研修概要）

廣瀬克哉氏（法政大学副学長・法学部教授）を講師に招き、「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」についての講演。

議会基本条例が世の中に登場したのが2006年5月で、間もなく13年経とうとしている。今から10年前、多くの自治体がこれまでの議会活動について、もっと市民にわかりやすく、議会の存在意義、議会が果たしている役割を市民に実感していただけるような議会を作っていくこうということで議会改革が始まった。改革を進めるための一つとして大きな道具となっていたのが、議会基本条例である。今では議会改革は議会として当然の如く標準装備となっているが、改めてこれから議会のあり方、今議会が果たしている役割についての市民への伝え方等について、どんな課題が改めて浮上しているのか、議員が自らの活動ぶりについて自己点検・自己評価を行い、それを説明・伝達することの大しさを中心に講演が行われた。

議会報告会の開催、「議会への市民参加」理念の普及、一問一答、反問権、自由討議など審議の活性化策導入、通年議会、議決事件の範囲拡大等、議会改革の実行メニューは当たり前になってきた。しかし、市議会の改革が政策にどのように作用し、どんなメリットがあるのか、現在においても住民には実感を持ってわからないのが実情である。「議会改革にどんな成果を期待してよいものなのか」ということが、市民生活上の実感になりにくくい。

市議会議員は国会議員とは違い、住民の声が直接届くところでしっかりと聞くことができ、行政の事情や政策判断について十分な判断材料を議会の場で共有し、行政からも直接の説明を受け、それぞれのチャネルを通して一般住民ともコミュニケーションを持ち、それを総合して判断することができる。市民は自分たちが選んだ市議会議員ということで身近な存在として会いに行き、気軽に相談ができる。また、「市民感覚を共有したうえで決定してくれる」「自分たちの声は議員に届いている」という実感を持ちたいのである。

議会、議員活動の自己点検・評価はなぜ必要なのか。一つは社会

が地方議会の仕事ぶりをよく評価していない（議員の仕事の実態を知らない、議会の仕事の成果を実感する機会がない、実態とかけ離れた印象論で評価されてしまう等）からである。住民に議会、議員活動をもっと理解してもらうには、議会の中味をよく知る「本人」がその活動と成果を点検・評価して説明する必要がある。

先進自治体（北海道福島町議会、埼玉県所沢市議会）の議会改革検証報告がなされた。

7 その他 特になし

8 実施結果に対する所感、意見等

視察等個別部分報告書のとおり

第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田中 久和
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修		
実施日：平成31年1月10日（木）		
会 場：全員協議会室		
内 容：「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」について		
講 師：法政大学副学長 法学部教授 廣瀬克哉氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」と題しての講演をいただいた。調布市議会は、平成23年から議会改革に取り組み、その成果として、平成25年3月に議会基本条例を制定し、市民にわかりやすく、開かれた議会を目指し取り組んできた。本日は、議会改革及び議会基本条例の制定に精通されている先生のお話を伺いし、調布市議会の改革の次のステップへのヒントにできればと考える。</p> <p>市議会においての議会基本条例の制定は、半分の市を超えて3分の2に近づこうとしている。市議会としての標準装備となっており、今後は市民への伝え方が大きなポイントとなる。議会基本条例は、議会として取り組む責務をひとつくりとしたもので、その内容について詳しく表現しているものではない。議会改革は“当たり前”になったが、これが市民に十分に浸透し、伝わっていたのかということである。</p> <p>議会改革による「成果」についても大きく問われる。分権的な自治体の「自己決定」は歓迎されているのか。チェック機能としての議会に信頼はあるのか。意思決定権は市民の手の届くところにあり、市議会で決定できる。“市民感覚のわかる議員”が必要不可欠で、素人並の議員ではダメ。要するに、政策判断能力を持ち、素人以上で、素人のこともわかる人がベストという。</p> <p>議会基本条例を自己点検・評価の尺度とする。議会基本条例を基本・基準とすることだ。なんのためにこのメニューがあるのか、どれ位達成できたのか、これの点検・評価が必要だ。このことを市民にし</p>		

っかりと伝えていくことが肝要といえる。これにいち早く気づいて、進化した町議会もある。自分を正していく、なんのために議会があるのかを改めて考えていく。町民に理解されるよう、例えば、毎年の「公約」を発表し、翌年はそれに照らして評価を行うなど。（福島町議会やもう少し都市型に近いものとして所沢市議会の例が示された。）

最後に、調布市議会の検証について、例えば現状の議会報告会のあり方について、多く市民意見を把握しておきたいがいつも同じ方など、これまでのやり方でよいのか、新しい方法があるのか。また、討論などにおける時間制限、基本計画の議決事件化、政策立案における政策研究会の設置、委員会活動、議会事務局の充実についても様々ご提案をいただいた。

大変有意義な研修であった。改革への次なるステップといったしたい。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

特になし

## 第2号様式(第3関係)

市議会議員研修会報告書	作成者氏名	井上 耕志
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
平成 30 年度議員研修 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 廣瀬 克哉氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>今回の議員研修会は議会基本条例の制定が全国的にも標準装備となっている状況のなか、今後それを持ってどのように取り組みを進めていくべきなのかについて福島町議会、所沢市議会のケースなどが紹介されながら行われた。</p> <p>調布市議会では平成 25 年に議会基本条例が制定されてから 5 年余りが経過し、議会の中でもその検証作業が各会派代表者出席のもと進められた。もともと理念条例の趣が強い条例であると個人的には受け止めているところではあるが、災害時の議員対応の在り方や広報・広聴機能の充実、市民参加の在り方、市長等への質問と議論の充実に関しては、さらに拡充した取り組みを進めるべき改良点についても議論がされたと考える。</p> <p>災害時の議員対応についていえば、東日本大震災以降本市において大きな震災は発生していないが、全国的には熊本地震や各地での豪雨災害が発生した際などに義援金を議会として出している経過がある。そうした際に、調布市議会として公職選挙法に触れない工夫を行いながら募金活動を行うなどの対応に関し、取り組みを進められないかは今後検討したいテーマである。</p> <p>また、広報・広聴機能の充実や市民参加の在り方についていえば、検証作業の際にも発言があったが、市内各学校に議員が回り、小学生・中学生・高校生などの各世代への広報・広聴の実施などは 18 歳選挙権が制度化されたいま、重要な取組になるのではないかと考える。</p> <p>あわせて、市長等への質問と議論の充実については反問権の付与や</p>		

## 第2号様式(第3関係)

議会事務局機能の拡充など、予算上の制約などはもちろんあろうかと思われるが、さらに充実した議会活動を行っていくうえでも一考に値する取り組みとなるのではないかと捉えている。

平成31年4月には調布市議会議員選挙が予定されており、改選期となるわけであるが、今回の研修会で紹介された事例や検証作業の中で出された意見の反映など、調布市議会としてもさらに議会基本条例のブラッシュアップを行うとともに、より開かれた議会の姿を示していくために今後の活動を行っていくことが求められる。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

## 第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度 調布市議会議員研修	平成31年1月10日 全員協議会室	
「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師：廣瀬 克哉（法政大学副学長・法学部教授）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
議会基本条例は、この約10年間で、当たり前の流れとなり、全国で800以上の議会で「議会基本条例」を設けている。調布市議会もその一つである。先駆の議会は北海道栗山町とのこと。（2006年5月） 議会基本条例を作ったことは分かるが、条例を基に次なる展開をどうするのか？（何をしていくのか？）また、それは何のためなのか？ これが今日の研修のテーマであったと感じた。		
本日の研修で紹介された「議会が改革すると市民にとってどんな良いことがあるのですか？」との市民からの率直な意見は痛切に心に刺さった。 議会基本条例を制定する目的は議会を改革すること。その議会改革の成果として求められるのは「議員改革」であると思っている。 勉強し、よく考え、市民が求めていることを知り、そしてまた勉強していく。こういったプロセスはもっともだと感じているが、議員というのはもう一つの面がある。それは、選挙で選ばれなければ議員としての仕事はできないということ。どの議員もこの両立が難しく日々苦闘しているところではないだろうかと私は感じる。教授の講義は大変有難く、ためになる内容であるが、教授は現実としての議員の立場を知らない。議員というのは勉強だけしていて当選できるものではない。仮に議会改革に通じる成果に貢献した議員でも、それで次回当選できるというものでもない。ここに最大の（良質の議員に向けた）難しさがあると私は感じている。議員になるには、1票を投じてくれる方を調布市の場合でいえば約2000人なら2000人つくらなけ		

ればならない。地方議会であるなら特に「顔の見える」票となってくる。ただし、投票率40%そこそこで、残りの60%の方々が興味すらもってもらえないという現実は淋しい限りだし、興味を持たれない議会（議員）が反省すべきことでもあるように思う。

本日の研修では福島町議会の例を参考に学ばせていただいた。

全議員が議員としての1年間の目標（課題）をあげて、それをどこまで実現（前進）させたかをチェックし公表するというもの。課題達成率が高いほうが議員の質が低いという興味深い結果があることも確認した。さまざまな難しい課題に挑戦する議員ほど達成率が上がらないという仕組みになっていた。

議員の政策立案については、市議会の場合、秘書などはつくれない為、その分、議会事務局の応援をいただきたいところだが、例えば、市役所の上層管理職の方の退職後の再雇用として議会事務局に入っていただくなどの考え方もあることも分かった。

いずれにしても、一人一人の議員の質向上が議会全体の向上に欠かせないことであるように感じた。

大変勉強になる研修会であった。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

特になし

視察等個別部分報告書	作成者氏名	二宮陽子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2019年1月10日調布市議会議員研修		
「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師 廣瀬克哉氏（法政大学副学長・法学部教授）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>議会基本条例は、議会のあり方を市民に対して宣言するもので、議会の「最高規範」と言える。執行部との慣れ合いを廃止し、競い合い、議会の役割を再定義し、公開性を高め、説明責任を果たす等、議会運営上のルールを定めるものである。北海道夕張市の破綻で、議会の監視機能を果たせなかつたことを受け、隣町である北海道栗山町議会が2006年の制定したことから始まり、今年で間もなく13年目を迎える。初めの5年間で3~400議会に広がつていった。議会のミッションステートメントとしてわかりやすく宣言することが求められたが、「当たり前のことしか書いていない」とも言われていた。それはすなわち、市民に語られてこなかったということを表していることになる。そこで「議会の使命とは何か」を宣言する必要性があった。住民の代表である議員は、住民にわかりやすく伝えやすい形にしたのが議会基本条例である。そしてそれは今や“当たり前”になり、議会報告会の開催は、2014年以降500以上の議会が行っており、議会への市民参加の理念は普及していく。そして一問一答、反問権、自由討議、議決事件の拡大等、審議の活性化策の導入、10年前は通年議会など考えられなかつたことなどがあった。改革による成果は何であろうか。意思決定への住民感情を反映する、市民感覚のわかる議員、意思決定の質の確保として、素人並みの議員では役割不足で、例えば保護者よりも知識が乏しいではだめで、行政や他との比較、政策判断できることが必要である。みんなの知恵を合わせることで、素人以上の判断をもつて決めることが出来る。素人にはわからない問題点も気づいて議決することが重要である。</p> <p>あるとき講師が「議会改革は市民にとってどんな良いことがあるのか」と問われたという。改革が政策にどのように作用しどんなメリットがあるのかが、住民には今もほとんど見えていない。</p>		

どこまで達成できているかを知ることとして、自己点検・評価が重要である。何のために、何をどのように行うのが議会なのかを市民に示す役割を担っている。しかし、淡々と条例を運用しても伝わらない。大事なのは中味であることから、条例規定の中の活動を実施するだけでは不足。その狙いが議会活動を通してどこまで達成されているかを自己評価して条例に効果を示すことだ。社会は、議会の仕事の実態を知らないし、成果を実感する機会がない、印象論で評価されてしまう。だからこそ、中身を知っている本人である議員が活動と成果を点検・評価し説明する必要がある。そしてその評価は、議会の存在意義を理解してもらうために不可欠で、議会のあり方や意義を市民に伝えるものでなくてはならない。50 年前の議会では、素朴に“凄いセンセイがいて、凄いところ”と思われていた。さらに大学を例に、大学には税金がなぜこんなに必要なのかという問い合わせに対し、卒業までにどんな力がつくのか社会に対して説得する必要がある。即ち住民の要求に対し、行政のチェックをしそれを住民に伝えることが重要な仕事であり役割である。また、議員に対し、度々事件を起こす議員や、高収入で座っているだけという報道から受け取る不快な印象により、議員に対する評価が低いことがある。

そして、これをやった、こういう点で努力を加える必要がある、やったことで条例の目的を達成したと、具体的に示しながら住民に伝えることが大事。北海道福島町議会では、2005 年から議員評価を実施し、議員の目で見て評価を開始。いわゆる通信簿だが、むづかしかったが運用しながら改善し、公約宣言をすることと、1 年後に評価することを掲げた。そして、1 年ごとに自己評価を公表。条例に基づき議会基本条例諮問会議を設置し、毎年意見を求め、意見を議会だよりに公表している。また、所沢市議会では、基本条例の項目ごとのチェックシートを制定翌年から毎年実施、パブリックコメントや参考人、公聴会なども活用されている。知人の所沢市議の SNS では、議会活動等を発信しており、先進市としてとても参考になる所沢市の事業にも注目している。市民と議会の信頼関係が先進事例につながっているのではないかと感じている。そのような本当の意味での議会制民主主義や議会改革が、印象論に負けない議会や議員への信頼へつながっていくことが期待されるのではないだろうか。学び続ける必要があると感じた研修であった。

最後に大河議員から、先例申し合わせについて質疑があった。

廣瀬氏からは、東村山を事例として、議決から施行は3か月であったことや、先例を洗い出し、隨時気づいた時にどこかで仕切り直すことは必要ではないか、プロセスを見せるることは大事で、“せざるを得ない”と納得させることが重要であるという回答があった。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

早稲田大学マニュフェスト研究所では、情報公開や行政のチェック機能等議会改革の取り組みを評価した議会改革調査度調査を公表している。委員会条例の提案や若年層との意見交換等を評価。情報共有、住民参加、議会機能強化を評価。18年は県議1788議会、市議会1318議会から回答（74%）。調布は順位が高くなないので、このマニュフェスト研究所の順位から検討することもいいのではないかと思っている。

福島町の諮問会議の意見に、議員提案の条例提出について意見があったが、どのような内容なのかを共有し、議員提案について、調布の市議会でも勉強していくことが必要であると感じた。研修、視察後の学習会等、議会の機能を高めるため、議会として学びあう研究会などで実施していくことを早急に検討していきたい。また、2年前、東村山の議会報告会に参加したことがあるが、議会の仕組みが図表となっておりとても分かりやすい資料が用意され、手話で自己紹介する議員の姿勢が、議会全体として工夫していることとして伝わってきた。市民に対し議員としての役割を果たそうとしている気概を感じたことを思いだした。議会キャラクターがプリントされたおそろいのジャンパーを着て、議会報告会の広報をする姿からも、議会が一体となって取り組む姿勢を感じたことなども参考にしたい。

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	須山妙子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>北海道栗山市が初めて議会基本条例を制定してから 13 年となる、現在は 800 もの議会が取り組んでいるそうだ。わが市も 25 年 3 月に議会基本条例を制定し、本年度は検証を行っている。廣瀬教授はその評価に市民の視点を持つことを強く指摘した。「議会が改革すると市民にとってどんな良いことがあるのか」との問い合わせは忘れてはならない視点であると思う。</p> <p>教授は市民が議会の仕事の成果を実感する機会がないと指摘している。市議会だよりや議会のインターネット中継に加えて議会報告会を行うなど議会の仕事を市民に伝える工夫を重ねているが、行政が行う施策の評価はされているが、市民が議会の仕事の成果を評価したり、実感したりするための情報としては不足しているかもしれない。</p> <p>福島町議会の議会評価や所沢市議会の議会改革評価など具体例を通しての評価手法は大変に参考になった。その後、調布市議会での検証についても言及してくださいったことは有難かった、時間が限られていたためもう少し聞いてみたかった。特に政策立案研究会についてや政策研究会と委員会との関係についてなどは他市の状況なども聞いてみたかった。調布市議会として今後も「市民に議会の在り方や意義を伝えるための評価」に取り組んでいきたいと思う。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等） 上に記す		

視察等個別部分報告書	作成者氏名	榎原 登志子
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
1 平成 30 年度 調布市議会議員研修		
平成 31 年 1 月 10 日 午前 10 時から 全協議会室 「議会基本条例が果たしてきた役割と今後の課題」 講師：法政大学 副学長 法学部教授 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 廣瀬 克哉氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
○議会基本条例が国内で初めて制定されてから 10 数年が経ち、調布市議会においては平成 25 年 3 月に制定されてから 6 年程になる。この議会基本条例が現在では、多くの議会において制定されている。調布市議会においてもこの条例によって議会中継に関することや委員会などが行われてきた。この議会基本条例が俗に云う「絵に描いた餅」とならないようしなければならない。また市民の利益となるよう議会基本条例に沿う議会とならなければならない。そして市民が議会というものを近い存在でなるように議員が努力することが必要である。以前、市民に「今、定例会中なの？」という声を聞いた。市民に議会の動きが見えていないことがとても残念だったことと、もっと興味をもっていただきなければならないと思った。その半面、調布市においてはある程度、制度などに満足をしているのだろうかと思ってもみたところである。しかし議会に陳情や請願などと共に訪れる市民には、まだまだ、満足のいかない意見も聞くところであり議会基本条例の改革が必要である。国会より市民に近い存在である市議会こそが市民と共に議会をつくっていくことが、市民の利益につながることと考える。だからこそ議員としての行動、さまざまな活動が市民に浸透するよう議会に興味をもっていただくように努力をしなければならない。そのためにも自己反省や自己評価も行わなければならぬ。北海道福島町議会では自己評価のためのチェックシートの活用が行われておりまた、外部評価を制度化している。そして評価結果と諮問会議の意見を「議会だより」で公表している。自己評価の限界があることから外部評価が必要ということである。議員となったならば議会において議会基本条例に基づき目標を掲げることも必要だということも教授いただいたことから、実践していきたいと思ったところである。議会基本条例が果たしてきた役割という点では、		

この条例によって市民がどれだけの利益があったのかというパブリックコメントなどを行うことも必要かもしれない。調布市議会においては会派ごとの評価により議会運営委員会にて検証がなされている。調布市議会基本条例をさまざまな評価により全会派が「概ねできている」という評価をした議会基本条例規定事項は、第8章政務活動費第20条であった。他、事項については、さらに開かれた議会とするための評価がされていることからも今後、より一層の協議が必要であり議員全員が一致する改革を行いたい。また、議会改革が当たり前ということであり今後、多くの市民に議会を身近にまた、興味をもっていただくことを心がけていく。

興味をもっていただいている市民に対して議会報告会などにおいて、マンネリ化となっていないかということが指摘された。確かにこのことは、感じているところであり改革が必要である。議会側というより議員、自分自身が若い方々への情報提供と共有できるような仕事をすることが必要だと思うところである。ま

た、議員という仕事が魅力ある仕事でありやりがいのあるそして頼りになる議員になることも必要である。議会基本条例を勉強することにより、議員として一から自分をただすこととしたい。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

- 自己改革、議員として研さんを行っていくこと。
- 議会に興味がない、興味をもっても意味がないなどの意見などの徹底的な調査を行い解決に結びつけること。

視察等個別部分報告書	作成者氏名	丸田 絵美
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度 市議会議員研修会 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>法政大学副学長・法政部教授の廣瀬克哉先生による講義であった。</p> <p>議会が改革すると、市民にとってどんなプラスがあるのか。これは、市民生活上の実感は無いといってよいだろう。自治体それぞれが実情に合わせて参酌基準を決めることができ、そのことによって、自治体における政策水準の実態が明らかになるという。</p> <p>当たり前のことを明記しているだけで、法律上は存在しなくても良いものであり、法律根拠のある条例には法律上必要な、定数・定例会の開き方・サインや捺印などが不要である。</p> <p>「議会とはこういうもの、このようなプロセスを踏んで活動をしている」といったことを宣言しているようなもので、それこそ詳しい人たちにとっては「こんなくだらないもの」と批判されているが、多くの一般者むけに分かりやすく「明記をしていく」という必要がある。住民に対し「活動・反問権・議会報告会」などをパッケージにして表記していくと分かりやすい。</p> <p>議決は議会本会議のみでできることであり、委員会や協議会では議決をされないつまり、そこでの案件は必ず本会議に上程され、議決されることが必要。また、5年ほど前から法廷受託事務が議決事件に追加できることになった。このように重要な案件が付託されるにも関わらず、</p> <p>分権的な自治体の「自己決定」が歓迎されているか、「住民に信頼され、理解されているか」というのは大きな問題であって、住民から出された案件によっても、調査から本人達の声を全部反映することができるか、○そこへ至るまでのプロセスは?○論拠の交わし方、○議決、本会議の傍聴などから、市民が理解できるかどうか。○議員が市民感覚を持って議決している(そこに現場の声が届いているか)、ということを市民に理解して貰えるか。○素人並みの判断ではなく、除法を取り、知識を得て、判断材料を多く重ね合わせて総合判断できるか。ということが求められる。</p> <p>議会基本条例が議会の「ミッションステートメント」であり、何のためにあるのか、どのように行うのかを市民に示す役割を担っている。例えば大学では現在大半の大学が行っているが、「こんな教育を」「このようにして」「こんな人材を目指す」などの教育方針を説明する事が求められている。</p> <p>議会条例のメニューが、なぜあるのか、どう判断したのかを明らかにする必要があり、議会、議員の自己点検・評価という点においては、規定されている活動の、実施の有無だけでは不足しており、議会条例のねらいがどのように達成されているのか(効果)を示すことが求められる。</p> <p>社会が地方議会の仕事ぶりを良く評価していない。だからこそ、中身を知る「本人」がその活動と成果を点検・評価して説明する必要があると</p>		

いう。ごくまれに、問題を起こす人がいると、その悪いイメージが一人歩きし、実態をかけ離れた「印象論」で評価されてしまう。実態をよく知っている議員本人がしっかりと説明する義務がある。それはまた、市民に議会のあり方や意義を伝え、議会の存在意義を理解してもらう為に不可欠である。

北海道福島町の状況を例として議会評価の展開をご説明下さった。2005年に、議会の評価、議員の自己評価を開始している。議会がしっかりと提案しているか、議案をこなすだけになつてないか、有識者、市民を加えて諮問し、諮問会議の意見を聞く。首長に全会一致で提案したものを出せば、動かすことができる。市長に耳を傾けさせることが重要。

その他所沢などの現状を分析していただき、現状や市長との関係等のコメントを頂いた。調布における検証については、時間制限について、時間配分と実質内容とのバランスを保ち、運用上の配慮で意義のある発言にしていく事が重要であるとの話であった。

委員会活動の拡充、委員会で政策立案を行うなどのアドバイスや、議会事務局の充実については、常にできていないという判断、×を付け続ける必要があるのではないか。職権分離の考え方の基、市長は行政職員の、議長は議会事務局職員の人事権を持つ。二元代表制において、少なくとも、議員の数を上回る議会事務局職員が必要であるとの考え方。これは、現在日本中を見ても守られているのは都議会事務局くらいである。重要な任務を担っているにも関わらず少人数で切り回している現状。知識を深める為に判断材料としての情報を収集してもらうべき議会事務局職員の増員に関しては、議員数を上回るまでは、常にできていないと評価するのが良いのではないかという意見に、なるほどと感じるものであった。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

質疑において、時間制限についての意見が出された。現在、市では会派の人数に併せて時間制限など、幾つかの制限を設けている、これについては、陳情も出されたところであるが、先生もおっしゃられた通り、時間配分と実質内容のバランスを上手く運用して、ただ長ければよいという事ではなく、意義のあるものにすべきだというご意見は貴重だと思った。

市民と議会との関係を考え、議会基本条例を身のあるものとしていくために、現在見直しを行っている段階であるが、参考となることが幾つもあった。

また、議会基本条例と先例申し合わせ事項との関係についても、どこかで見直しが必要というご意見だったが、これは、見直しは必要ながら、なぜどのような経緯、経過で申し合わせ事項として纏められてきたかという、その経過についても同時に視野に入れた検証をすることはまた重要であると考える。

今回の講演は、市民にどのくらい議会を理解してもらい、信頼をしてもらうかという、大変重要な視点がポイントである、私たちは常にそのことを考え、市民が納得する議決へと使命を果たしていくかなくてはならない。

## 第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	清水 仁恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成 30 年度 調布市議会 議員研修会		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p><b>議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題について</b></p> <p>法政大学教授の廣瀬克哉氏より、議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題について話を伺った。平成 18 年 5 月に北海道に位置する栗山町議会が議会基本条例を制定してから間もなく 13 年が経過しようとしており、この間、議会基本条例を制定した地方議会は 800 以上の議会に上るそうである。今や議会基本条例を制定することは「当たり前」の状況となり、新たに制定してもマスコミ等に取り上げられることもなく、もはや先進的取組とは言えない現状があるようだ。調布市議会においては、栗山町議会が議会基本条例を制定した約 7 年後の平成 25 年 3 月に「調布市議会基本条例」を制定し、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を定め、「調布市議会基本条例」を広く周知するため、条例と解説の冊子も作成されホームページ上においても公開されている。</p> <p>廣瀬氏によれば、条例制定を含め議会改革が当たり前となり、議会報告会の開催などの実行メニューが普通となってきたとのことである。改めてわかりやすく市民に向けた宣言が議会に求められていた昨今の背景からも、一定の必然性があった中で広がっていった取組といえるそうだ。法律上存在しなくても良い条例を作り、当たり前のことである議会の使命を定め、議会改革を各地方議会が行っているのだが、この期に及んでも住民には理解されない現状があり、市議会の改革が政策にどの様に作用し、どんなメリットがあるのかが住民には今もほとんど見えていないことが課題と廣瀬氏は捉えられている。議員の本分は、本会議における議決が最たる仕事であり、本会議会期中が「議会が機能している期間」とすれば、議会が開催されていない会期外に議員がどの様な仕事や役割を担っている</p>		

## 第2号様式（第3関係）

かが住民にはわかりづらいと廣瀬氏は指摘をされた。調布市議会においては、議会改革の一環から始まった議会報告会の開催を始め、調整などの会議、調査や視察、全員協議会や特別委員会の開催など、年間を通し常に議会は機能している。広報委員会では議会活動を広報するための議論を重ね、議会活動に関する広報紙である「ちようふ市議会だより」は、この間、市民に親しまれるべくデザインやフォントを変更し、掲載内容についても毎号議論が重ねられている。「ちようふ市議会だより」は、数年前より市内全戸に配布されているがどのくらいの市民が目を通しているかを知ることも必要かもしれない。また、廣瀬氏の見解によると、自治体議員は市民がアプローチできる範囲に存在しており、市民感覚や市民感情を理解し政策を判断できる立場にあることを住民のメリットと捉えられている。地方自治体は法律で定められた全国統一の基準を条例化することで、地域の特性や実情に照らした基準を設け、政策水準を向上させることも可能である。議員はこのための決定はできなくとも、行政に対し住民の声が反映された提案をすることが可能であり、住民の声に基づいた判断ができる。議員を活用することで住民生活向上に繋がることが期待できるのも住民のメリットのひとつではないだろうか。

廣瀬氏は大学の事例を挙げられ、昨今ではどの様な教育を学生に施し、どの様な人材が育成されるのか個々の大学に説明責任が求められていると話された。よって議会においても議会基本条例に規定する活動を実施するだけでなく、条例の達成具合や不足部分を明らかにすることや点検・評価、成果や効果を住民に示すことが必要というご見解で、2005年より議会の評価、議員の自己評価を実施している福島町議会、また2010年より議会基本条例の条文ごとの評価を実施している所沢市議会の事例を挙げられた。福島町議会の議員の自己評価に関しては、多様性の求められる議会や議員に対し一律に統一の評価を求めるよりも効果に乏しいと感じた。一方で、所沢市議会が実施した議会基本条例の評価と活動内容の点検は、事業評価

## 第2号様式（第3関係）

シートによる定性的な評価へと展開したそうである。政策討論会実施要綱を策定し、政策討論会が委員会で実施できることが盛り込まれ、平成 27・28 年度は常任委員会で政策討論会が開催された。健康福祉常任委員会では、議会閉会中に子ども支援と子どもの貧困について外部講師を迎えた政策討論会が開催され、平成 29 年の定例会では「子どもの貧困対策に関する提言」が行われ、国に対しても「子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書」を提出したそうである。党派・会派を超えた子どもを取り巻く環境改善の取組は、大きく評価できるものである。調布市においても議会報告会は、常任委員会単位での報告を行っていることから、委員会の専門性を生かしたさらなる取組の可能性を感じた。また、調布市議会が制定した議会基本条例にも「議会は、必要があると認めたときは、政策の立案及び提言に向けた調査・研究等を行うため政策研究会を設けることができる」という一文がある。今後は、政策立案・提言のための調査研究の場をどのように設け、活用していくのかを検討することが課題かと感じた。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

全て文中に記載。

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大野 祐司
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 廣瀬 克哉		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>議会基本条例は、全国の自治体で800程度制定され、標準的になってきているようだが、調布市議会においても市民に開かれた、わかりやすい議会を目指して制定されている。</p> <p>市の政策に対する市議会の役割など、市政と市議会の関係を市民に分かり易く知ってもらうことが重要であると考える。開かれた議会をどのように作るかを定めた、議会基本条例が必要と思う。</p> <p>調布市議会の議会基本条例は、平成25年3月に定められて以来、議会運営委員会のインターネット中継、議会報告会の開催、政務活動費の領収書のホームページ公開など、積極的に情報の公開を進めており、調布市議会は評価されるものと思う。</p>		
<p>最後に感想として、講師の廣瀬先生が、提言していた、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議会報告会以外の市民への周知方法</li><li>・議会事務局員の充実は（市議会議員＜議会事務局員）</li></ul> <p>は賛同できる。</p>		
以上		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
今後、開かれた分かり易い議会をどう作っていくかが課題だと思います。		

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	狩野明彦
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度 調布市議会議員研修会		
演題 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師 法政大学 副学長 法学部教授 廣瀬 克哉 氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
今回の研修から①議会改革と点検・評価 ②調布市議会での検証について の 2 点から記す。		
① 議会改革と点検・評価		
議会基本条例が市町村議会の標準装備となり制度面では整った感のある議会改革であるが、議会や議員の仕事の成果を社会が認知しているとはいえず、実効性を担保するためには評価をしていかなければならない。だが、議会改革をどの位実施しているかの有無の評価だけでは不足であり、そのほとんどの項目で丸がつきやすい。「充実」「拡充」というように今後の展開を推し量る評価であっても内容を点検することが重要である。例として福島町議会（北海道）と所沢市議会を挙げ説明を聞いた。議会基本条例に議会評価、議員評価、外部評価を制度化しそれぞれで評価をする一方、「議会基本条例諮問会議」を設置し外部からの評価を得ている。福島町議会では、個人の自己評価について客観的には困難な評価としながらも前年の「公約」に照らして評価を行っている。この中で評価の方法として私が感じたのは、それぞれの項目の重要度も評価の中に入れマネジメントする必要があると思っている。		
② 調布市議会での検証について		
調布市議会の議会改革は現在、議会基本条例に沿った評価を議会運営委員会で行っている。それについて考え方を述べることを避けるが、項目の重要度については行うべきであると思う。また、政策立		

案や委員会活動における内容の精査を今後行うべきであろう。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

#### ○今後の課題として

議会の存在価値を最大限高めるために、一番必要なものが事務局員の増員であるということを伺い共感している。議員提出政策条例の策定に向けての取り組みをする上で、調査や法制の機能を充実させなければ、現状では事務局に大きな負担を強いることになる。

特に法制事務能力の向上の面では、人材を育成していく必要があり多くの予算と時間がかかるところである。人材は多ければ多いほど良いが事務局の規模は議会内での専権事項であることから、早急かつ十分な協議とともに、丁寧に進めていくべきであると考える。議員立法の補佐業務（調査・法制）が国だけではなく地方自治体でも議会事務局の役割であり、この部分（議会事務局の法制能力）の向上・強化は地方制度調査会等で昔から言われてきたことであった。インターネットやSNSが多く情報を持たる今、科学的・論理的知見を加え本質を見極めた上で行政の監視や政策立案を行う、そのための努力を惜しんではならないと考える。

第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	橋 正俊
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題</p>		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>今回は議会改革が市民にとってどんな良いことがあるのか、議会改革に問われる「成果」について改めて御講義頂きました。他の先進自治体では議会や議員個人の自己点検や評価にまで進んでいる事も教えて頂き、大変勉強になりました。更には本市の議会改革の検証までして頂き、まさにその通りであると感じています。本市の議会改革が市民から評価されているのかを、検証する必要があると思います。</p>		
<p>廣瀬先生が提唱されています「政策立案」をするための政策研究会の設置は賛同するものであります。是非そのような体制まで持っていくよう、議長中心に取り組んで参りたいと思います。</p>		
<p>貴重な研修会、大変に有難うございました。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上文内にて記載済み。</li></ul>		

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	内藤 美貴子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度調布市議会議員研修		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>・講演：「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」</p> <p>講師：法政大学副学長 法学部教授 廣瀬克哉</p> <p>北海道栗山町議会では、平成12年の地方分権一括法の導入時から、地方議会の役割と責任を自覚し、二元代表制の機能を果たすために改革に取り組んできた。2006年5月には議会改革に取り組み、全国で最初の「議会基本条例」が策定してから約13年が経過し、現在では800の自治体で策定されている。議会改革は、市民への情報提供や市民との情報共有を図りながら市民参加を進めていくという住民自治の実現を目指すものであると考えるが、現実は、市議会の改革が政策にどのように作用し、どんなメリットがあるのか住民にはほとんど理解されていないという厳しい指摘をいただいた。やはり、市民に信頼され議会に関心を持つてもらえるように取り組んでいくとともに、議員の自己研鑽と資質の向上が求められていると強く感じた。</p> <p>そのためには、議員になってこういう活動をして、こんなことを目指しますとか、基本条例の狙いが議会の活動を通してどこまで達成されているのか等、福島町議会が行っている自己点検・評価、市民への公表という取り組みが、議員への意識の向上につながると思った。</p> <p>最後に、調布市議会への検証では、政策立案への取組みやそのための研究会の設置については大いに議論していきたいと思った。</p> <p>これからは、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すために、調布市議会としてもしっかり検証していきたいと思う。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	岸本 直子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2019年（平成31年）1月10日		
議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題について 講師 法政大学副学長 法学部教授 廣瀬 克哉 氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>平成12年の地方分権一括法施行以来、地方自治体を巡る環境は大きく変化し、分権改革のもと、市議会の権限が広がった反面、その役割も大きなものになっている。</p> <p>調布市議会でも、議会改革の一環でもある議会基本条例を策定し、開かれた議会を目指して、議会報告会やインターネットによる本会議・常任委員会の公開、意見書案の提案理由の説明など取り組んでいるが、時期的にも調布市議会のとりくみの振り返りを行っている時期とも重なって、今回の研修は時機にかなったものだったと思う。</p>		
<p>●講師からはこれまでの議会基本条例の経過などをお話しㄧだいた上で、議会や議員活動の自己点検や評価について示唆を受け、北海道福島町議会、埼玉県所沢市議会で行われている議員の個別、議会の評価、個別の点検実施の例などの事例をお話しㄧだいた。</p> <p>全国で、政務活動費の流用や不正使用等、負の面を押し出すニュースなどがたびたび報道される中で、社会一般的には地方議会の働きぶりについて良く評価しない、議員の仕事の実態が知られていない、議会の仕事の成果を実感できる機会が少ない、などの状況がある。そのもとで、議会のあり方や存在意義を理解してもらう一番の決め手は、政治に携わる者として、政治への信頼を高めるための活動を地道に行うことであり、外してはならない肝だと思っている。</p> <p>本来なら政治家としての自覚を持って、日常的に市民の声に耳と心を傾けつつ、議会で何が起こっているのか、何が問題なのか、どう変</p>		

### 第3号様式（第4関係）

えていいたら良いのか、今の自治体の状況はどうなのか…など、市政分析、それに対する見解、こういう施策をつくればもっと良くなる、今の自治体の状況はどうなのかの、議員としての活動や政策提案を積極的に行い、市民と課題などを共有しやすいように情報提供にも努めていくということを、常に心がけることが一番の対策と考える。

しかし同時に、市議会という一つの集合体が、各議員間で一致できるところで広く市民に働きかけることも大事な課題だと思う。

今回紹介していただいた他の自治体で行っている行政評価のような手法を、議員活動、議会活動にあてはめて評価することや、議会の通信簿をつける、あるいは外部評価制度を導入するなどの手法は参考になるとは思うが、考え方の違う各政党・各会派、各議員の中で「評価」という手法を取り入れるのは、それぞれの立場の違いもあるため、容易ではないとも思えた。

また、市民は、議員の働き方を評価しない場合、「選挙」という手段で議員に対して審判を下すという権利もある。

行政が行う事業評価という事と、議員の働きを評価するということは、必ずしも一つではないとも考えている。

いずれにしても、いま、日本各地で議会の役割やそれぞれの働きぶりがどうなのかについて、市民の関心が高まりつつあるなかで、ともするとその手法にばかりとらわれて、政治家とは議員とは何かということが薄れてしまうのではないかという危惧も抱いた。

今後も様々な見方や取り組みについて知識を深めながらも、自らの活動を振り返り、教訓としたいと考えた研修だった。

#### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

今後も、市議会が取り組んでいることをタイムリーに取り上げ、研鑽を積みたいと思う。

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	宮本和実
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度 市議会議員研修会 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
<p>今回の研修は、法政大学広瀬克哉先生に講師を務めていただき上記表題についてのご講義をいただきました。</p> <p>議会基本条例は議会のミッションステートメントであり、議会が何のために存在するのか、何をどのような過程で議決されているのか、根拠や目的というものを市民に示す役割を担っている。</p> <p>議員自身も議会としての評価点検を行い、市民に説明する必要がある。よく議員は何をしているのか解らない、見えないという声が市民から上がるが、それは議会としての説明努力が足りない証拠とも言える。議会改革の中で重要な事は、議員間の討議である。何をどのような視点で見るかによって着目する課題も違ってくるが、様々な討議を重ねることによって問題点をあぶり出すことが出来、最終的に議会としての意見をまとめることが出来る。市と議会は二元代表制という仕組みをしっかりと認識し議決をしなければならない。</p> <p>こうした議会の役割を充実させるためにも議会基本条例は必要であり、機能させるためにも常に自己評価、点検を繰り返し、市民に公表していくなければ進歩していかない、という内容がありました。</p> <p>確かに議会基本条例を作り、規定された活動を行うだけでは意味が無く、常にその効果や影響を点検していかなければならないと思います。また二元代表制としての議会の役割を再認識し、討議を重ね議会としての意見を持ち市長を動かすようにならなければならぬと思います。超党派で議員が条例を策定できるように力を付けなければと思います。それには議会事務局の人員を含め増強する必要もあると思います。市民の声を活かせるように議会改革を進めていきたいと思います。</p>		

## 第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	鈴木宗貴
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度議員研修 議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>議会改革、議会基本条例が当たり前のものとなった中で、住民に対してどのようにアピールし、広く関心をもってもらえるようにするために、自己点検、評価等の手法を用いるなど、2自治体の議会改革を例に講演いただいた。</p> <p>政策研究会などの設置や、委員出席のみでの自由討議に対しては、改めて、委員会が十二分に機能することで対応できることをあらためて認識した。</p> <p>また、自己評価については、個人の価値観によるところが大きく、評価基準を明確に定義できない事から、その意義を感じられなかった。</p> <p>調布市議会での検証についての課題について、市民との関係においては、議会報告会以外で有効な手法が他議会でも見いだせない中で、非常に困難であることを感じる。時間制限については、渋谷区の例が挙げられたが、本市議会においても、まだ、制限を設ける点があると感じている。本市議会は現在、4会派と議員1名の2会派で構成されているが、最近の選挙による他市の状況を見ると、少人数会派が増加している傾向が見える。また、負担の大きさから成り手不足が大きな課題となってきている地方議会において、議会運営の効率化ということが、議会改革にとって大きな柱ではないかと感じる。</p> <p>議会事務局の充実については、これまでの研修においても、法務、財務、IT面での強化が指摘されている。一方で、ITや、今後のAI・IOT等の導入により、議員個人としての情報収集、政策立案力は、さらに向上していくことが考えられる。本議会においてもタブレット導入を始めとした、効率化、省力化での改革が急務だと考える。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議会報告会の在り方（継続して成功している事例）の調査		

## 第2号様式(第3関係)

個別部分報告書	作成者氏名	小林 充夫
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
「2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>広瀬克哉先生の研修について大変議員として身の引き締まる思いで拝聴いたしました。本市に於いても議会基本条例ができ、議会報告会なども模索しながら取り組んで参りました。しかし、会場に来る人はいつも同じ人で、残念な思いをしていました所、今回の講演に於いて議員の心構えが出来たものと思います。そこで、議員として自己点検・自己評価・市民への伝達の方法など、考えさせられる事が沢山ありました。議会改革に問われる事は、活性化しても市民に何かのメリットがあるか、また市民益の実感を伝えることであるとの事でした。例えば国の基準で無理栗作るのではなく、条例などで政策水準の切り下げを考え、例えば保育サービスの面積用件などは自治体の判断で出来るとの事でした。勇気がわきました。基本条例に規定されている活動だけで満足することなく、活動を通して自己評価を示す事と述べている。議会に関しても政策のイニシアチブを持ち、行政が提案した事に審査するだけでなく、議員が提案や提言書を持っていくべきで、全員の総意として市長に提出することもすべきとの事。この件についても勉強になりました。北海道の福島町議会や所沢市議会の事例を取り上げ丁寧に説明をされましたが、市町村議員が議員としての能力を上げることは吝かではありません。しかし、地域重視の議員が政治家になってそこまで対応する事は必要であるとは思いません。当然市議会に困られる問題等はそんなに難しい事ではないと考えます。市民への説明に関しても議会のホームページや市報などの対応で充分と考えます。この様に事細かく行なうことで議員になる人材が不足してしまう事の方が危惧する所です。地方に於いては議員になり手がないと報道されております。生業がある事での苦労や喜びがあり、この苦労が議員としても發揮できるものと考えます。</p>		

視察等個別部分報告書	作成者氏名	渡辺進二郎
1 観察(研修・観察研修)の実施名称(テーマ)		
<p>観察日： 平成31年1月10日 調布市議会 全員協議会室 議事内容： 1. 議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題 講師 法政大学副学長 廣瀬克哉氏</p>		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>まず、先生より「議会が改革すると市民にとってどんな良いことがあるのですか？」 メリットは、住民には今ほとんど見えていないのではないかというお話がありましたが、本当にそうなのか 調布市議会本会議のネット放送委員会での放送等に対しての意見を聞くことが、ちよくちよく御座いますし、 今迄にはなかったことです。</p> <p>又、議会報告会については、北海道栗山町で基本条例が初めて、条例化されてのが始まりで、その後 急速に全国自治体に拡がっていったとの話を聞きましたが、良いことは、拡まるのは早いのは当然だと思 うし、その影響で調布市も報告会を続けているわけですが、報告会のデメリットの話がないのは残念 でした。</p> <p>全国市町村での良いテーマは、調布市も当然取り入れるべきですし、今後もその姿勢で良いと改めて 感じたところです。</p>		

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	小林市之
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 廣瀬克哉（法政大学副学長・法学部教授）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>市民にわかりやすい議会としての存在意義の道具となったのが議会基本条例であるとの講師の話しに納得をした。現在、全国で3分の2の自治体で制定され、議会としての標準装備となっているとのことであった。</p> <p>市議会の改革が市民にどのようなメリットになっているのか。市民にとって成果が見えないと話しもあった。最終的には、市民感覚のわかる議員が必要であり、素人並みの議員ではダメで、素人以上の判断力をもって決定していく力のある議員が必要と感じた。</p> <p>調布市議会での議会報告会について、毎回、同じ市民が来て、同じテーマで意見を言っていることが多く、講師が言われたような預かり保育をして議会報告会などを設定することで、年齢層の若い方が集まる仕組みを検討する時期に来ていると感じた。また、今後の議会報告会は、各4常任委員会のメンバーが市内4カ所で、市民の方の公聴を中心に行なっていくとか、若い世代を対象に、市内の小中高校や大学にも出向いていくような議会報告会を実施すべきではないかと感じた。</p> <p>調布市議会での委員会活動の検証であるが、各常任委員会の中で政策について討論することが必要であると感じた。現在、厚生委員会で「がん条例（仮称）」を検討中だが、その他の委員会でも議員提出の条例制定について研究していくことの大切さを感じた。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
本市として予算特別委員会や決算特別委員会について、他市の状況も見ながら調査研究すべきテーマではないかと思う。		

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大河巳渡子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
演題 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
講師 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 廣瀬 克哉氏（法政大学副学長・法学部教授）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>今回の議員研修は、議会の憲法とも言える「議会基本条例」は、果たして議会改革を推進してきたのか、その果たしてきた役割と今後の課題について、調布市議会が議事機関として機能する為にどうあるべきかを考えていく際に示唆に富んだ有益な研修であった。特に主権者である市民目線から見た時に、議会基本条例の制定でどんなメリットがあったのかという命題から、最後には調布市議会における議会基本条例の検証について提案も含めた問題提起もあり、私達に検討する命題を与えてもらえたのはありがたかった。議会基本条例の検証作業終了後の研修会ではあったが、議会基本条例検証報告書には、議長名で「・・・今回の検証結果につきましては、・・・新しい議会へしっかりと引き継いでまいります。」とある。</p> <p>講師は検証報告書に目を通した中で、当市議会の今後の具体的課題や検討項目を指摘され、検討課題や今後の方向性も含めた内容も話された。全議員参加の研修会報告書は、今後の開かれたわかりやすい議会を目指す議会改革に生かす内容が多々含まれていると思う。自らが検証に係わった立場からも、今研修会報告が、議会基本条例検証報告書を補完するものになるように願いつつ提出する。</p> <p>調布市議会では 25 年 3 月に議会基本条例を全議員提案で制定、5 年経過する中、基本条例を検証するに至った。議会基本条例は、議会とは何を使命として存在するのか、議会の役割や合議制代表機関としての役割について明文化したものである。議会は憲法にも規定されて</p>		

いる自治体に不可欠な機関だ。しかし、講師が語った「議会が改革すると、市民にとってどんな良いことがあるのか、市議会の改革が政策にどう作用し、どんなメリットがあるのか住民には今もほとんど見えない」という話に同感せざるを得ない。そこで、調布市議会基本条例4条の基本理念にある「議会は地方自治体の議事機関として、市民意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。」について、研修で得た指摘事項も加味しながら、どのように具体化したら住民にとって議会が欠かせない機関だと認識されるのか、今後の改革の方向として7項目に整理し意見を述べていきたい。

### 1. 議会における意思決定プロセスの見える化を

講義から、市民にとって議会が有用な機関だと分かってもらうには、「議会基本条例」に書かれた条文を、具体的な事柄が起きた時に、何故そうするのか事例を用いて、市民への説明責任を果たす事が重要だと受け止めた。議事機関として、議論を尽くして意思決定したという意思決定プロセスを市民に分かるようにしていく事が議会への信頼を得る道につながると考える。例えば「市議会だより」は通常審議結果を掲載する。しかし、12月議会で多くの市民が注目する駅前広場地下駐輪場問題で、行政がこれまでの計画を断念して計画変更するために提案した補正予算が、様々な議論の末に満場一致で可決した。この場合、市民は結果だけ見ると議員は地下駐輪場に全員反対だったのかと疑問が湧き、何故予算を認めてきたのかと不信感を抱く可能性が高い。この場合、所管委員会で議論された結果、了承された訳だが議会基本条例第5条「意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにする」とある説明責任を果たすことが必要だったと考える。所管委員会での議論の過程が広報に掲載されていれば、施策に対して大所高所から議論された結果で可決されたと分かれば市民の納得にもつな

## 第2号様式(第3関係)

がったのではないか。今後、市議会だより編集の際には、満場一致の議案でも市民意見が分かれている案件は、どのような議論を経て意思決定したかという説明責任を果たすように努めるべきだ。それによつて市民の納得感も得られる。常に市民の側に立つて考える事、具体的には広報における意思決定プロセスの見える化を提案したい。

もう一点、今後は条例も議員提案が想定される中、市民との約束でもある条例に関しては、議会基本条例制定の際には二年間かけ、委員会の傍聴、議事録・会議資料の公開、傍聴者へのアンケート実施、全議員への説明会、更に市民へのパブリックコメントの実施というプロセスを経て全議員による条例提案をしてきた意思決定プロセスの見える化の好事例がある。議会から条例提案する際には、その条例が何の目的で議員提案するに至ったのかというプロセス、全議員の情報の共有、また市民への影響を考慮すれば市民意見の聴取も欠かせない。今後は議会基本条例制定のプロセスを検証し、議会という立法機関として、条例提案、また意見書、要請等々市民の声を反映できる議会として活性化していくための仕組みづくりが求められると認識する立場から、この点についても、今後の検討課題として併せて提案したい。

## 2. 事業評価シートの導入について

講師の説明の中に、所沢市議会が議会改革を進めて行く中で、評価検証する中で、評価にただ〇では分かりにくいので内容を記述すべきとして、事業評価シート作成に至った事例が紹介された。今回、調布市の議会基本条例の検証結果は、議論の過程が後に示される議事録を参照しながら読み解いていかないと、まとめだけでは今後どのような方向で検討していくのか分かりにくい。何が論点だったのかやり取りも含めて文章化したシートになっていると、意図する方向性も分かりやすく、市民にとっても理解されやすい。議会基本条例の今後の検証に当たっては、自らを振り返ってどうかという率直な意見の他に、学識者からの知見、住民自治という視点からは市民意見も聞きつつ、振り返りができるように、機能する客観的な事業評価シートの作成を今

後の課題として検討したい。併せて行政でも行っているが、議会活動の基本方針である条例に沿った運営ができたかどうかの検証を毎年度、或いは二年度毎の役選の年に行い、議会だよりに掲載、或いは議会報告会資料として添付するなど、いずれにしても恒常に基本条例に照らし合わせ議会運営が機能しているのか検証するサイクルの確立を目指すよう提案したい。

### 3. 時間制限の見直し

講師は議会での発言時間についても触れ、「リーズナブルな範囲で一定の時間制限をかけることは否定しない、運用上の時間配分は意味ある時間配分を創っていくべき。時間制限は住民代表の役割を果たせないことになる場合もある。」といった趣旨の課題提起があったが、そもそも議会は言論の府である。本会議は議決する場であり、その際に行われる質疑、或いは討議は市民代表が市民にとって何が最良の選択か合意形成をする重要な場である。個々の議員の一般質問の時間制限とは異なる問題だと認識している。議案に対する発言に効率性だけを求めるのは危険だ。調布市議会基本条例にも、自由討議第 14 条に議案の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論をつくしその合意形成を図るよう努めるものと定められている。この条例に照らし合わせると、質疑時間を申し合わせて細かく刻んでいる今の議事運営は条例に反するのではないか。例えば 2 分とした意見書の説明は、急ぎ読み上げ内容が聞き取れない例も散見される。個人的に数年前に 26 市の本会議での質疑時間について調査した所、時間制限を設けていたのは 2 市しかなかった。その後は分らないが、少なくとも時間制限している議会は少数のことは間違いない。意見書は様々な案件について提案される。内容によって説明時間も異なるのは当然の事で、現状では自由討議ができないことからも、充分な説明時間の確保は欠かせない。いずれにしても基本条例を検証するに当たっては、議事機関として議会自らがその権能を放棄するような時間制限は早期に見直すべきである。

4. 基本計画を議決事項にする

講師から次の基本計画に議会はどう係わっていくのか具体的な検討をという問題提起があった。私は從来から基本計画は議決事項にすべきと主張してきた。他議会においても特別委員会設置等々に取り組んでいる。今期から市長任期に合せ基本計画が見直された。市全体にとって最重要事項であるが、議会の機関としては全員協議会の説明を聞き質疑して終わる。各会派個別に説明を受け、その際に意見を取り入れてきたという経過はあるが、これから時代を議会としてはどう捉えているのか、修正事項はないのか議会全体として、どういう見解を持っているのかが問われる所である。議決機関として、市の重要計画にどう向かい合ったのか市民にどう説明できるかも問われている。予算提出権は首長の専権事項であるが、計画まで委ねて良いのか等、論点は様々にある。施策によっては修正が必要という事もあり得る。今後は、基本計画策定時には特別委員会の設置も視野に入るべきではないか。議会としても責任を持って基本計画を進行管理する立場からも議決事項に加えるべきと再度提案したい。

5. 議会事務局のあり方の再検証を

二元代表制の議会が機能するには、私自身特に法務、また議案を判断する際の議会独自の資料の作成、立法の府の一翼を担える職員配置なども重要課題と捉えている。議会図書館も機能するようにしたいと考えれば、これも事務局の仕事になる。いずれにしても市民に役立つ議会として機能するための体制づくりを考えた時、職員の増員は欠かせない。人事への工夫が必要であるが、議会基本条例の 18 条にもあるが議長は人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができるとしている。この権限を有効に活用して、今後は、まずは法務に精通した再任用職員の配置を求めたい。

6. 政策研究会と委員会の関係性の整理を

講師の話にもあったが、調布市議会でも各委員会が課題を整理し、

政策提案できれば研究会が有効に機能するのではないかという会津若松市議会の事例からの問題提起に賛同するが、手を上げ方式で議会の中でワーキンググループを作つて、その中で研究し立案するというパターンがあつても良いのではとも思う。しかし、委員会が政策研究会という面を持つのであれば、特別委員会も政策研究会設置が可能になる。飛行場問題を例に考えると、都に特別委員会として再発防止への提案、場合によっては条例改正の要請等々も検討課題に載せることも可能ではないか。所管委員会が実際に政策研究会を立ち上げれば、所管の課題解決に向けた条例提案も可能になる。政策研究会で調査した資料の公開、研究会の公開と傍聴者へのアンケート配布、経過プロセスは市議会だより、議会報告会で報告する。こういった流れが定着すれば議会報告会に参加した市民から、取り上げて欲しいテーマの提案もあるだろうし、市民にとって議会は欠かせないツールだというメリットの面も実感でき、議会への理解も深まると考える。よって政策研究会を委員会に設置できることを提案したい。

## 7. 議会にある先例・申し合わせの早期見直しを

研修会の最後に、基本条例を制定した議会においては、先例申し合わせが基本条例と整合しているのか検証した市議会はあるのか質問した。その際に聞いたのは、東村山市議会が議会基本条例を議決してから施行前三か月で、すべて見直したとの事。課題が出た時に見直す場合もあるが、まとめて洗い出して行うことが必要ではとの講師見解が示された。私は時間制限を始めとして、基本条例にそぐわない申し合わせはまだあると感じている。次回の検証に当たっては、まず先例・申し合わせの内容が議会基本条例に沿っているのかどうかを真っ先に見直すよう提案したい。

最後に、北海道福島町議会の議員評価の取り組みだが、この点については今後の課題とする。まず「チーム調布市議会」として議事機関としての改革に取り組む先に、個々の議員の評価の必要性が自ずと高まってくると思うので、その時は福島町議会を大いに参考としたい。

視察等個別部分報告書	作成者氏名	雨宮 幸男
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
研修日 ; 2019年 1月10日（金）		
研修地 ; 調布市議会全員協議会室		
研修テーマ ; 議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題		
研修講師 ; 廣瀬 克哉（法政大学副学長・法学部教授）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>* 研修日の講師の講演について特に質疑、意見交換をしたわけではないが、講演を聞いた上での感想と、私自身の認識の発展（再確認）について何点か記す。</p> <p>1) 議会基本条例制定への動機と社会的条件</p> <p>① 本来、地方議会についての法的定めは憲法と地方自治法に規定されているが、住民との関係では議会の役割や果たすべき課題についてはほとんど周知されていない状況が圧倒的だった。</p> <p>② そこで、議会の果たすべき役割を住民へ知らしめるべく、議会改革の標準的ツールとして議会基本条例が位置づけられるようになり、その先鞭を切ったのが北海道・栗山町議会だった。</p> <p>③ そもそも議会とは、憲法に明記されている地方自治体にとって最も重要な議事・合議機関であるが、住民（議員当事者も含み）にはそのことが知られていない状況が多くみられた。</p> <p>④ その為に、“議会とは”を住民に向かって分かりやすく宣言する必要性に迫られるようになり、議事機関としての議会の役割、執行機関としての首長との関係などを明文規定した議会基本条例の制定が、全国的に急速に広がった。</p> <p>⑤ 2006年に北海道・栗山町議会で制定された議会基本条例を皮切りに、僅か5～6年のうちに一気に300～400議会に広がり、今日では800を超える議会が基本条例を持つようになったとの事である。</p>		

### \* この項での総括

議会基本条例の多くは一般的に当たり前のことしか記述されていない。重要なことは条例に規定されていることの多くが地方自治法などに定められているにもかかわらず、住民に十分伝わっていない、浸透していないという現状を打破するために基本条例として定めることによって、住民に対して議会の役割や責任の大きさを可視化することである。

従って、条例をつくって“終わり”ではなく、常に条例に沿った運用がされているか、条例の規定自体が妥当なものであるかが、常に検証されなければならないということではないか。この見地を改めて痛感させられた。

2) 次の大きなテーマは議会基本条例についての自己点検・評価の話だった。

- ① 講師は自己点検・評価の必要性について、社会が地方議会の仕事ぶりを良く評価していないために、議会の仕事の「実態」を知らない、議会の仕事の成果を実感する機会がない、実態とかけ離れた「印象論」で評価されてしまうとした上で、だから議会の中身を良く知る「本人」がその活動と成果を点検・評価して説明することの必要性を強調した。
- ② 議会の存在意義を理解してもらうために不可欠の作業が自己点検・評価であり、議会基本条例は議会の「ミッションステートメント」と規定した。
- ③ その上で議会基本条例の評価の尺度として、何のために、何をどのように行うのが議会なのかを市民に示す役割を担っているか、基本条例の「狙い」が議会の活動を通してどこまで達成されているのかを自己評価して示すことによって、基本条例の「効果」を示す事が市民への責任であることが強調された。

\* 以上の内容を踏まえて上で講師は、福島町議会、所沢市議会の実際の自己点検・評価事例を紹介したが、それぞれ特徴を持って

いることが理解できた。

\* この項目での総括としては、自己点検・評価の重要性は理解できるが、他議会の評価方法の引き写しと言う事ではなく、調布市議会独自の方法論を探求する必要があり、それはまさに調布市議会に与えられた今後への課題として位置付ける必要があるのではないか。

3) 最後の大きなテーマは調布市議会での検証についてである。

- ① この部分は、調布市議会側から講師に予め 6 点に亘る質問を発し、それに答えてもらったものである。
- ② 多くの回答（認識、見解）は示唆に富むものであったが、質問時間の制限についての回答は得心する内容ではなく、いささか残念であった。
- ③ 時間制限について、過剰な制限をしている複数区議会の紹介があり、それについては当然批判的見解が述べられたが、質問時間そのものの原理的見解がほとんど聞かれなかつたことは残念と言うしかない。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

\* 調布市議会・議会運営委員会での“調布市議会基本条例検証”的場でも、今後の検討課題として議会基本条例を常に検証し、PDCA を回し、議会基本条例の実施状況検証や改善（条例改正）を図るための常設検討機関の設置を提案しているが、改選後の議会では非とも実現させたいと痛感している。

視察等個別部分報告書	作成者氏名	武藤千里
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>議員研修「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」</p> <p>平成31年1月10日</p> <p>自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表</p> <p>廣瀬 克哉（法政大学副学長・法学部教授）</p>		
<p>2 実施結果に対する所感、意見等          （質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）</p> <p>議会が改革すると市民にとってどんな良いことがあるのか          市議会の改革が政策にどのように作用し、どんなメリットがあるかが住民にはほとんど見えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革は当たり前になった              通年議会、議決事件の範囲拡大</li> <li>・議会改革に問われる「成果」とは何か</li> <li>・議会、議員活動の自己点検・評価              福島町議会、所沢市議会の取り組み紹介              調布市議会での検証について</li> </ul> <p>議会改革は何のために必要かを改めて考える重要な機会になった。          議会改革の一番の目的は、市民のための市政を実現することにどのように役立つかであり、民主的運営をするための改革が必要だと思った。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		

視察等個別部分報告書	作成者氏名	川畑英樹
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成 30 年度調布市議会議員研修		平成 31 年 1 月 10 日
「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
法政大学 副学長 法学部教授 廣瀬 克哉氏		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>北海道栗山町議会で全国で初めて議会基本条例が 2006 年 5 月に制定されてからまもなく 13 年が経過するが、初めの 5 年ほどで 300 ~ 400 の議会が制定をした。現在では、全国の議会の 3 分の 2 の 800 を超え 900 に近づいて、議会としては標準装備となり、議会改革は当たり前になってきた。議会報告会の開催は 500 以上の議会で開催されている。一方で議会改革に問われる「成果」とは何かと問われている。議会が改革すると市民にとってどんな良いことがあるのか。市議会の改革が政策にどのように作用しどんなメリットがあるのかが、住民には今もほとんど見えていないのが現状ではないだろうか。又、「議会でチックして決めているから大丈夫」と信頼されているのか、市民と議会との意識の乖離があるのでないかと、廣瀬克哉教授は指摘された。</p> <p>議員活動の自己評価、「議員は何をして、どのような仕事をしているのか」実態が、分かりづらいところがある。社会が地方議会の仕事ぶりを評価していない、実態とかけ離れた「印象論」で評価されてしまう。そこで自己点検・評価が必要になってくる。中をよく知る「本人」がその活動と成果を点検・評価して説明する必要があると教授は話された。</p> <p>北海道福島町議会では、2005 年に住民代表として議員活動を行う必要が求められることから、客観的には困難な評価としな</p>		

がらも、議会の評価、議員の自己評価を開始した。2009年には、議会基本条例制定の中で、議員評価を位置付けた、議会基本条例の第7条では、「議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有する事により、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調整し議会白書として町民に公表する。」としている。実際には、一般質問・質疑・討論・討議・議員提案・文書質問等具体的な項目をコメントをつけチェックシートを諮問会議の意見を付けて公表している。又、所沢市議会でも2009年に議会基本条例を制定し、翌年からチェックシート方式により公表してきている。

調布市議会においては、市民に開かれた調布市議会を目指すとともに、市議会の活性化を実現するため市議会の改革と改善について協議する「議会改革検討代表者会議」が、平成23年9月1日に設置され、7つの会派から合計127項目の改革案が出され通算33回、平成25年5月27日までおよそ1年半わたって、協議が行われた。

今回の研修では議員評価をどのように客観的に、評するかが開かれた議会の、残されたこれから的问题点ではないだろうか。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に表記

## 第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	広瀬美知子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
平成30年度調布市議会議員研修 「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<条例化の拡大>		
・議会基本条例は、2006年5月に北海道栗山町議会で制定後、はじめの5年ほどで300～400議会が制定。現在では800を超える900に近づいている。条例はごく当たり前の内容とも言えるが、急速に全国に拡大した背景には、市民に対し、議会の使命について改めて宣言する必要性を多くの議会が感じていたからとも言える。		
<求められる条例の効果>		
・今や議会基本条例の制定・議会改革は、地方議会の標準装備となっている。しかし、議会改革が政策にどのように作用しどう市民益に繋がるのか。市民にはまだまだ見えにくい。残念だが、議会のチェック力に対する信頼や市民感覚の反映の実感がなく、市民は議会が変わったと感じていないのが現状だと思う。議会改革は、議会基本条例を制定すれば終わりということではない。制定後も、条例に規定された活動の実施の有無に留まらず、「条例の内容がどこまで達成されたか」という質の評価が重要となる。		
・講師も、「素人並の議員はダメ。素人にはわからない問題点に気付いて「議決する意思決定の質の確保が重要である」と指摘されていた。		
<評価と公表>		
・議会・議員活動の自己点検・評価等、条例の効果を明らかにする取り組みが求められている。		
・福島町議会は、客観的な評価は困難としながらも2005年から議会と議員の自己評価を開始、毎年の公約発表と翌年評価を行ってきた。2009年議会基本条例制定時に、議会評価・議員評価・外部評		

## 第2号様式（第3関係）

価を制度化。設置された議会基本条例諮問会議の意見を付して、評価内容を毎年公表している。

- ・所沢市議会は、2009年に議会基本条例を制定。翌年から毎年、条文ごとのチェックシートによる評価を公表してきたが、○×方式の限界を認識。今では議員活動等を「事業評価シート」によって点検し、安定的な評価に繋げている。
- ・議会全体で取り組む報告会は、全国500議会で実施されているという。しかし、どこでもテーマと関係ない意見や、いつも同じ人が同じ意見を言い続ける等の悩みがあるとのこと。多様な市民の声を聞く工夫が必要。保育付きにしたら新しい参加者が来たという例も紹介されていた。調布市議会でも、何のために住民と直接対話しているのかを明確にし、現状の問題点・課題整理、他の手法も含め在り方の検討をすべき時期に来ていると思う。
- ・市長との関係（質問時間の制限について）、基本計画の議決事件化、政策立案のための政策研究会の設置（委員会との関係整理が必要）、委員会資料のネット公開、議会事務局体制の増強等、議会内での議論テーマは多い。講師からは、都議会のように最低でも議員数と同数必要なのではないか。嘱託で退職部長配置等も一例。先例申し合わせ等も条例に照らし合わせながら問題点の洗い直しを等々の提案もあった。
- ・H25年議会基本条例制定した調布市議会も、条例に規定した項目についての取り組み検証を終えた。議会改革の「実行メニュー」は多い。年間を通して各議員の活動は多様であり、落ち着いて議会全体が取り組むには、必要時間が十分確保できるよう、年間・年度別の時間割が必要だ。改選後には検証結果をベースに議論・取り組みが進められていくだろうが、まず議員全員がすぐ取り組みやすいものとして、委員会等の政策立案活動をやってはどうか。年間テーマを設定して、調査・視察・提言等を1つの流れとして取り組む。議員活動の自己評価の参考にもなる。委員長会議を中心になって推進してみてはどうだろうか。

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	林 明裕
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修報告		
2 研修内容		
○「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
法政大学 副学長 法学部教授 廣瀬 克哉 様		
平成31年1月10日調布市議会全員協議会室にて		
<p>我が市の議会基本条例は平成25年3月に制定され、この条例に基づいて議会報告会の開催、政治倫理に関する規則の制定、政務活動費領収証のホームページ公開、特別委員会のインターネット中継実施等段階的に議会改革を進めてきた。条例の案文協議から策定まで会派代表として直接関わり、制定後の議長を務めた私としては大変印象深いものがある。地方議会の果たすべき役割がますます大きくなり、ネット社会の進展も伴いその活動を市民に積極的に公開していくことが必然という成熟した社会において、時代の要請とも言える議会基本条例の存在は大きい。制定から5年半が経過、議会としての条例の検証を行うべく議会運営委員会において、昨年9月以来6回の会議を経て12月検証作業が終了したところでの今回の研修は非常に興味深く臨むことができた。議会改革が議会の自己満足に終わることなく、政策にどのように作用をするのか、また市民にとってどのような利点が生じるのかという先生のご指摘はまさしく的を得た立論だと思う。議会改革は留まることなく常に改善を検討していく必要があるが、他自治体の議会改革、および評価事例において定量的な評価と定性的な評価をえた検証方法、議会機能充実と議会事務局員数の課題等は大変参考となつた。一方で多様な価値観、考え方を持つ議員、そして会派制で構成された議会において、議会として取り組む事と、議員、会派として取り組む事については、法律学的、行政学的な観点だけではなく政治学的な整理が必要であろう。</p>		
(今後の課題・調査研究すべきテーマ等)		
議員力をより向上させることで市民福祉向上に努めていきたい。		

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大須賀 浩裕
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修会 講師：法政大学・廣瀬克哉法学部教授 演題：「議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題」		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
北海道福島町議会と所沢市議会の議会評価のあり方が紹介された。調布市議会でも議会基本条例の制定を中心に、本会議・委員会・ホームページ・市議会だよりなど様々な改革に取り組んできた。 先例市町議会が取り組んでいる議会改革に対する市民からの客観的な評価のあり方について、調布市議会も取り組んだ方が良い時期に来ていると思う。 市民の評価を参考に、より一層、議会改革に取り組んでいきたい。 また、「通年議会」「反問権」「委員会・全員協議会資料のネット公開」などについても具体的に検討する時期だと考える。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
個人的には、本会議・委員会・市議会だよりなどの改革は進んできたが、ホームページの改革はもっと進めなければいけないと考える。		

第2様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	元木 勇
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2019年1月10日 議員研修		
議会基本条例の果たしてきた役割と今後の課題		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
市議会の改革が政策にどのような作用し、どんなメリットがあるかが住民には、ほとんど見えてない。		
議会改革は“当たり前”になった。議会改革の「実行メニュー」は「普通」になってきた。議会報告の開催「議会への市民参加」理念の普及。		
議会改革に問われる「成果」とはなにか		
意思決定への住民感情の反映＝市民感覚のわかる議員。私たちの声は届いているという実感をもちたい。意思決定の質の確保：素人並の議員ではダメ素人には分からない問題点にも気づいて議決		
調布市議会での検証について。市民との関係・現状の議会報告以外の手法は必要か・市民との関係・時間制限についての考え方。		
政策立案・政策研究会の設置について・委員会活動・委員会資料のネット公開・政策研究の関係について具体的な検討をしていない段階。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
大変 有意義な研修でした。		